

令和5年5月24日

保護者 様

船橋市立坪井小学校
校長 小林 英俊

6月1日以降の出欠席等の扱いについて

向暑の候、保護者の皆様には、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、5月2日に、船橋市教育委員会からの通知に基づき、「5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る今後の対応」についてのお知らせを配付したところですが、出欠席等の扱いについてご連絡をいたします。

本校では6月1日（木）以降の出欠席については、原則として下記のように対応します。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症が流行する以前の学校生活に戻ることから、**発熱や風邪症状等による体調不良、感染の不安等による欠席は、出席停止ではなく、病欠となります。**
- ・ 濃厚接触者としての特定は行われないので、登校を見合わせる必要はありません。家族等が陽性になったことで学校を休む場合は欠席扱いとなります。
- ・ ただし、医療的ケアを必要とする児童や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童、同居家族に高齢者や基礎疾患がある方がいる児童であるなどの事情により、感染が不安で休ませたい場合は担任までご相談ください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザ等の一般的な感染症と同様になります。
新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、「発症日を0日として発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。（無症状の場合は、検体を採取した日を0日とし、翌日が1日となります。）また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

以上につきまして、ご理解いただきますようお願いいたします。